



## 資料編

---

1. 第7期介護保険事業計画推進会議委員名簿
2. 第7期介護保険事業計画推進会議開催経過
3. 用語集

## 1. 第7期介護保険事業計画推進会議委員名簿

	氏名	職名・団体名
会長	宮崎 牧子	大正大学人間学部学部長 豊島区保健福祉審議会委員
副会長	神山 裕美	大正大学人間学部教授 豊島区地域包括支援センター運営協議会会長
副会長	長倉 真寿美	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授 博士（コミュニティ福祉学）社会福祉士
	小野 祥子	区民公募委員
	瀧井 達子	区民公募委員
	溝口 元	区民公募委員
	山根 明子	豊島区医師会介護保険部理事（平成29年3月まで）
	中村 卓	豊島区医師会介護保険部理事（平成29年4月から）
	高田 靖	公益社団法人東京都豊島区歯科医師会専務理事
	佐野 雅昭	豊島区薬剤師会副会長
	横田 勇	豊島区民社会福祉協議会常務理事
	石塚 知久	豊島区高齢者クラブ連合会会長（平成29年3月まで）
	外山 克己	豊島区高齢者クラブ連合会会長（平成29年4月から）
	吉田 英昭	民生委員・児童委員 巣鴨地区民生委員児童委員協議会会長
	宮長 定男	社会福祉法人泉湧く家理事長
	魚津 亮太	特別養護老人ホームゆたか苑施設長 （平成28年5月まで）
	根本 昌廣	特別養護老人ホームゆたか苑施設長 （平成28年6月から）
	黒田 雅枝	豊島区訪問看護ステーション 管理者
	志村 裕子	株式会社サン・キューブ 管理者

## 2. 第7期介護保険事業計画推進会議開催経過

日程	主な検討内容
平成27年 9月4日(金)	第1回 議事 (1)介護保険事業計画推進会議 会長の選任、会長代理の指名 会議の運営について 第7期介護保険事業計画策定に向けた国の動向について 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインについて 認知症ケアパスの配布開始について (2)地域密着型サービス運営委員会
平成27年 12月8日(火)	第2回 議事 (1)介護保険事業計画推進会議 介護保険分野における個人番号の利用開始について 介護予防・日常生活支援総合事業の実施について 介護予防・日常生活支援総合事業の予防相当サービス事業所 及び基準緩和サービス事業所に関する運営基準について (2)地域密着型サービス運営委員会
平成28年 9月5日(月)	第3回 議事 (1)介護保険事業計画推進会議 第6期介護保険事業計画の進捗状況について 介護予防・日常生活支援総合事業について 特定入所者介護(予防)サービス費の費用負担の見直しについて 第7期介護保険事業計画のためのアンケート調査の実施について 地域包括ケア「見える化」システムからみる豊島区 (2)地域密着型サービス運営委員会
平成28年 11月2日(水)	第4回 議事 (1)介護保険事業計画推進会議 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりについて 第7期介護保険事業計画のためのアンケート調査実施について (2)地域密着型サービス運営委員会
平成29年 2月14日(火)	第5回 議事 (1)介護保険事業計画推進会議 第7期介護保険事業計画のためのアンケート調査中間報告について (2)地域密着型サービス運営委員会

日 程	主な検討内容
平成29年 3月24日(金)	第6回 議事 (1)介護保険事業計画推進会議 介護予防センターについて 介護予防・日常生活支援総合事業について 「選択的介護」に係る実証実験(モデル事業)について 第7期介護保険事業計画のためのアンケート調査報告について
平成29年 7月20日(木)	第7回 議事 (1)介護保険事業計画推進会議 介護保険制度の改正について 豊島区の現状と課題について 「選択的介護」に係る実証実験(モデル事業)について 介護予防・日常生活支援総合事業について (2)地域密着型サービス運営委員会
平成29年 10月6日(金)	第8回 議事 (1)介護保険事業計画推進会議 第6期介護保険事業計画の進捗状況について 第7期介護保険事業計画骨子案について 日常生活圏域について (2)地域密着型サービス運営委員会
平成29年 11月20日(月)	第9回 議事 (1)介護保険事業計画推進会議 高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案) (2)地域密着型サービス運営委員会
平成30年 1月30日(火)	第10回 議事 (1)介護保険事業計画推進会議 高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案) 平成30年度選択的介護モデル事業について (2)地域密着型サービス運営委員会
平成30年 3月27日(火)	第11回 議事 (1)介護保険事業計画推進会議 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 選択的介護モデル事業の検討状況について (2)地域密着型サービス運営委員会

### 3 . 用語集（あいうえお順）

#### ICT(アイシーティ)

情報通信技術。Information and Communication Technology の略称である。2000 年代前半までは IT ( Information Technology ) がほぼ同一の意味で使われてきたが、国際的には ICT が広く使われており、日本でも ICT が併用されるようになった。

近年では、IoT(Internet of Things)・ビッグデータ・AI(Artificial Intelligence)といった、新たな ICT の潮流が注目されている。

#### アウトリーチ

「手を伸ばす、手を差し伸べる」という意味で、医療や福祉の分野で潜在的なニーズや問題等を早期に発見し、必要なサービスや支援につなげるため、支援が必要な人に対して支援者の方から積極的に訪問して支援を提供すること。

#### 介護医療院

日常的な医学管理や、看取り・ターミナルケア等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設。

#### 介護離職ゼロ

第二次安倍晋三内閣の経済政策である、「新・三本の矢」で掲げられた目標の一つ。現在、我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けた取組が進められている。このうち、「安心につながる社会保障」に関連する取組の一環として、2020 年代初頭までに家族の介護を理由とした離職の防止等を図るべく「介護離職ゼロ」を推進していくこととしており、必要な介護サービスの確保と、働く環境改善・家族支援を両輪として取り組んでいる。

#### 介護予防ケアマネジメント

介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）」、「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、要支援者の状況を踏まえた目標設定と、主体的なサービス利用を目的としておこなうもの。

## **介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）**

介護保険の要支援 1・2 の人と、基本チェックリストで「事業対象者」となった 65 歳以上の人が受けられる訪問型や通所型などの「介護予防・生活支援サービス事業」と、65 歳以上の人であれば誰でも利用できる「一般介護予防事業」で構成される。区市町村が主体的に事業を構築できることから、住民や NPO などを活用し、内容や単価を決め、多様なサービスを提供できる。

## **基本チェックリスト**

日常生活に必要な生活機能が低下していないか調べるための 25 の質問項目リスト。このリストにより支援が必要と判定されれば「事業対象者」として「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できる。

## **居住支援協議会**

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携（住宅セーフティネット法第 51 条第 1 項）し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの。

## **居宅介護支援事業所**

居宅において要介護者が日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービス（指定居宅サービス等）を適切に利用できるように、要介護者とサービス提供事業者や行政との調整を行う事業所を指す。

ケアマネジャーが常勤していることが義務づけられ、要介護者やその家族の依頼を受けて、要介護者の心身の状況、環境、希望等を考慮してケアプランを作成したり、その他の介護に関する相談に応じる。

## **緊急通報システム**

一人暮らしまたは高齢者のみ世帯、日中独居の高齢者や身体障害者に対して緊急通報装置を貸与し、家庭内で急病等の緊急事態が起きたとき、機器の通報ボタンを押すとあらかじめ設定された受信センターや消防署等の対応機関に速やかに通報されるよう整備されたシステム。安否確認センサー、火災センサーを併せて設置することができ、安否確認センサーにより在宅時に一定時間動きが検知できない場合や火災センサーが煙を感知した場合は機器が自動的に通報する。

## ケアプラン

介護保険で受けるサービス計画書の事で、要介護者の心身状態に応じて、必要な介護サービスの種類や回数を時間等、月単位でサービス計画書を作成する。通常はケアマネジャーに依頼する。また、要支援者に対しては介護予防ケアプランが作成される。

## ケアマネジメント

要介護者の心身状態や生活背景等を踏まえて、介護サービスが適切かつ効果的に提供されるよう調整を行うことをいい、ケアマネジャーが中心となり行う。具体的には、要介護者の課題に応じた適切なアセスメント（課題把握）を行った上でケアプランを立て、モニタリングを実施し、ケアプランに位置づけられたサービスの実施状況を把握し、その評価・検証を行う。

## ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護者や要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者や要支援者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けられるよう、ケアプランの作成や区市町村、介護サービス事業所、施設等との連絡調整を行う。要介護者や要支援者が、自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものとして、介護支援専門員証の交付を受けた人。

## 権利擁護

認知症などにより物事の判断が不十分な人の権利を守り、自己決定を支援すること。制度としては「成年後見制度」や「地域福祉権利擁護事業」の活用などがある。

## 高齢化率

高齢者人口（65歳以上人口）が総人口に占める割合をいう。

## 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）

地域包括支援センターは、平成17年の介護保険法改正により地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するために、区市町村に設置された総合相談窓口。

豊島区では、平成18年4月に8か所設置され、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の専門職員が、介護予防ケアマネジメント、権利擁護等の業務のほか各種相談、申請受付など総合的な支援を行っている。また、区民に親しまれるよう平成22年1月より通称名「高齢者総合相談センター」を使用している。

## サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的に、バリアフリー構造等を有し、医療・介護と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住まいとして登録を受けた住宅。2011年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正により創設された。

## **若年性認知症**

65歳未満で発症する認知症の総称。脳血管障害やアルツハイマー病、前頭側頭型、レビー小体型などがある。

## **シルバー人材センター**

健康で働く意欲のある区内の高齢者の人のために、様々な就業機会を提供し、地域社会の発展に寄与することを目的として運営されている。「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、区市町村ごとに設置されている公益社団法人のこと。

## **生活支援コーディネーター**

ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築のため、生活支援の担い手の養成や地域資源の開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングなどを行う「生活支援体制整備事業」の担い手。介護保険法の地域支援事業に位置づけられている。

## **成年後見制度**

認知症、知的障害、精神障害などの理由で物事の判断能力が不十分な人々を保護するため、権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、法律的に支援する制度。すでに判断能力が低下している人を対象とした「法定後見制度」と、将来判断能力が低下した際に備える「任意後見制度」の2つがある。

## **第1号被保険者**

介護保険の被保険者のうち65歳以上の人。原則として保険料は公的年金から天引きで徴収され、要介護状態になった場合には、介護サービスを受けることができる。

## **第2号被保険者**

介護保険の被保険者のうち40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人。各種健康保険料に上乗せするかたちで保険料は徴収され、特定の疾患や障害が起きた場合に介護サービスを受けることができる。

## **第三者評価**

医療や介護サービスの質の向上と介護サービス利用者の選択に資するため、指定介護サービス事業者や施設利用者などの当事者に該当する人以外の外部機関が、公正・中立な立場から事業者を評価する制度。

## ターミナルケア

治癒の可能性の低い末期患者に対する身体的、心理的、社会的、宗教的側面を包括した医療や介護。延命のための治療よりも、身体的苦痛や死への恐怖をやわらげ、残された人生を充実させることを重視する。

## 団塊ジュニア世代

年間の出生数が200万人を超えた1971～74年に生まれた第2次ベビーブーム世代。

## 団塊の世代

第二次大戦直後の、1947～1949年に生まれたベビーブーム世代。

## 地域医療介護総合確保基金

団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すると、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題となる。このため、消費税増収分を活用した地域医療介護総合確保基金が各都道府県に設置された。

区市町村は、日常生活圏域を念頭に区市町村計画を設定し、各都道府県は、区市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施していく。

## 地域ケア会議

P72 コラム参照。

## 地域包括ケア「見える化」システム

都道府県、市区町村における計画策定、実行を支えるために「介護、医療の現状分析、課題抽出支援」、「課題解決のための取組事例の共有、施策検討支援」、「介護サービス見込み量等の将来推計支援」、「介護・医療関連計画の実行管理支援」の機能をもった国のシステムのこと。

## 二次保健医療圏

病床の整備を図るために都道府県が定める地域区分で、段階に応じて第一次から三次まで設定されている。一次医療圏は日常的な医療が提供される区域で、区市町村が単位。二次医療圏は、比較的専門性がある入院を含む医療の提供が求められる区域。最先端医療の確保が図られる三次医療圏は原則、都道府県が単位。二、三次医療圏は医療法に基づいて設定されている。

## **認知症ケアパス**

認知症本人の状態に応じた適切なサービス提供の流れのこと。

認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療、介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決めておくものである。

## **認知症サポート医**

地域における認知症医療、介護などがスムーズに連携し機能するようサポートする、高い専門医を持った医師のこと。

## **認知症初期集中支援チーム**

認知症が疑われる人や認知症本人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、介護支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

## **認知症サポーター**

認知症本人や家族を温かく見守り、認知症について正しく理解し、支援する応援者。区市町村や職場などで実施されている「認知症サポーター養成講座」を受講した人に、オレンジリングが配付され、「認知症サポーター」となる。

## **パブリックコメント**

豊島区の重要な政策等を決定する場合、あらかじめ「案」を広く公表して、区民の意見をつのり、提出された意見を十分に考慮したうえで、最終的な意思決定をし、区の方針と政策等の内容を公表する制度のこと。区が意思決定を行うにあたっての公正性を確保するとともに、説明責任の徹底を図るもの。

## **有料老人ホーム**

老人福祉法第 29 条に定められた、入居費用とサービス費用が有料の高齢者向け住宅のこと。「介護付」、「住宅型」、「健康型」の 3 つのタイプに分けられ、契約形態には「賃貸借方式」、「終身建物賃貸借方式」、「利用権方式」などがある。主な事業主体は民間企業で、設置にあたっては都道府県知事へ事前に届け出ることが義務づけられている。なお、介護保険法に基づき、都道府県知事の指定を受けた施設は、介護サービスが介護給付（特定施設入所者生活介護）の対象となる。